

お客さまへ

大地みらい信用金庫

貸金庫規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当金庫は、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るため、下記のとおり貸金庫規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、現在、貸金庫をご利用いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定となる規定

貸金庫規定

2. 改定日

2026年4月1日(水)

3. 主な改定内容

- (1)貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- (2)貸金庫の利用目的(適切にご利用いただくこと)を書面等でご申告いただくことを追加
- (3)当金庫による契約の解約事由を追加

※詳細は、別紙新旧対照表を参照ください。

4. 格納いただけない現金について

現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまは、次回ご来店時等に現金のお引き取りをいただきますようお願いいたします。

日本円(※)および外国通貨ともに格納いただけません。

(※)日本円のうち、以下の2点が格納できない現金となります。

- ①日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
- ②上記①と肖像が同一である銀行券

※詳しくは日本銀行ホームページをご確認ください。

https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/index.htm

5. 利用目的の申告書面郵送について

上記「3.」の主な改定内容(2)に記載の書面につきましては、貸金庫をご契約いただいているお客さまに対し、順次お届けいただいている住所宛に郵送等をさせていただきますので、お手元に届き次第ご申告願います。

以上



貸金庫規定【新旧対照表】

アンダーライン部分修正・追加

改正後	改正前
<p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p style="padding-left: 20px;">①公社債券、株券その他の有価証券、②預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p style="padding-left: 20px;">③貴金属、宝石その他の貴重品、④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。</p> <p><u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>2. (利用目的の確認)</p> <p><u>(1)貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2)貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>3. (契約期間等)</p> <p>4. (使用料)</p> <p>5. (鍵の保管)</p>	<p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p style="padding-left: 20px;">①公社債券、株券その他の有価証券、②預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類、</p> <p style="padding-left: 20px;">③貴金属、宝石その他の貴重品、④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。</p> <p>2. (契約期間等)</p> <p>3. (使用料)</p> <p>4. (鍵の保管)</p>

改正後	改正前
<p>6. (貸金庫の開閉等)</p> <p>7. (届出事項の変更等)</p> <p>8. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>9. (印鑑照合等)</p> <p>10. (損害の負担等)</p> <p>11. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p><u>この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</u></p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。<u>第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</u></p> <p>①借主が使用料を支払わないとき</p> <p>②借主について相続の開始があったとき</p> <p>③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</p>	<p>5. (貸金庫の開閉等)</p> <p>6. (届出事項の変更等)</p> <p>7. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>8. (印鑑照合等)</p> <p>9. (損害の負担等)</p> <p>10. (反社会的勢力等との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫の利用は、第11条第2項第6号から第9号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第2項第6号から第9号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の利用をお断りするものとします。</p> <p>11. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>①借主が使用料を支払わないとき</p> <p>②借主について相続の開始があったとき</p> <p>③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>⑥借主または代理人が利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした</p>

改正後	改正前
<p>⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</p> <p>⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。</p> <p>①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p>	<p>ことが判明した場合</p> <p>⑦借主または代理人が、貸金庫を法令や公序良俗に反する行為に利用し、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑧借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p>⑨借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他各前項に準ずる行為</p>

改正後	改正前
<p>(4) 第1項または第2項または第3項の明渡しが3カ月以上遅延したときは、当会庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(5) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべきが支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。</p> <p>1 3. (貸金庫の修繕、移転等)</p> <p>1 4. (緊急措置)</p> <p>1 5. (譲渡、転貸等の禁止)</p> <p>1 6. (規定の変更)</p> <p style="text-align: right;">以 上 2026.4.1 現在</p>	<p>(3) 第1項または第2項の明渡しが3カ月以上遅延したときは、当会庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(4) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべきが支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。</p> <p>1 2. (貸金庫の修繕、移転等)</p> <p>1 3. (緊急措置)</p> <p>1 4. (譲渡、転貸等の禁止)</p> <p>1 5. (規定の変更)</p> <p style="text-align: right;">以 上 2020.4.1 現在</p>